

別表 3

【判定料金】

(共通事項)

1. 省エネ適合性判定料金は棟ごとの料金とする。
2. 工場・倉庫等は、工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設その他、当センターとの協議による。
3. 住宅部分を含む特定建築物の場合、非住宅部分の延べ面積とする。
4. 増改築の場合、既存部分を含む延べ面積を原則とし、増改築部分の面積とする場合は当センターとの協議による。
5. 工場・倉庫等とそれ以外の用途が複合する場合、工場・倉庫等以外の料金とする。
6. 株式会社建築住宅センター建築物省エネ法適合性判定業務規程第20条を適用し増額する場合の額は、別途見積りによる。

(1) 省エネ適合性判定料金

消費税別金額 (円)

延べ面積 (㎡)	モデル建物法		標準入力法	
	工場・倉庫等以外	工場・倉庫等	工場・倉庫等以外	工場・倉庫等
300～2000未満	133,000	34,000	336,000	39,000
2000～5000未満	215,000	86,000	480,000	92,000
5000～10000未満	281,000	130,000	591,000	137,000
10000～25000未満	338,000	162,000	699,000	170,000
25000～50000未満	397,000	201,000	797,000	210,000
50000～	458,000	238,000	876,000	245,000

1. 300㎡以上の住宅部分を含む特定建築物の場合、所管行政庁へ図書等の送付が必要なことから事務手数料として10,000円を加算する。
 2. 地域の実情等を踏まえ、当分の間、省エネ適合性判定料金から工場・倉庫等以外は10,000円、工場・倉庫等は5,000円を減ずる。ただし、延べ面積2000㎡未満のものについては、当センターに建築基準法第6条の2第1項の確認申請と同時に申請する場合に限る。

(2) 変更省エネ適合性判定料金

消費税別金額 (円)

延べ面積 (㎡)	モデル建物法		標準入力法	
	工場・倉庫等以外	工場・倉庫等	工場・倉庫等以外	工場・倉庫等
300～2000未満	(1) 省エネ適合性判定料金の2分の1の額とする。			
2000～5000未満				
5000～10000未満				
10000～25000未満				
25000～50000未満				
50000～				

1. 当該計画の変更に係る直前の省エネ適合性判定を当センター以外から受けている場合、または計算方法を変更した場合は、新たに省エネ適合性判定を受けたものとして (1) の料金を適用する。

(3) 軽微変更該当証明料金

消費税別金額 (円)

延べ面積 (㎡)	モデル建物法		標準入力法	
	工場・倉庫等以外	工場・倉庫等	工場・倉庫等以外	工場・倉庫等
300～2000未満	(1) 省エネ適合性判定料金の2分の1の額とする。			
2000～5000未満				
5000～10000未満				
10000～25000未満				
25000～50000未満				
50000～				

1. 当該計画の変更に係る直前の省エネ適合性判定を当センター以外から受けている場合は、新たに省エネ適合性判定を受けたものとして (1) の料金を適用する。

(4) 適合判定通知書の再交付手数料

消費税別金額 (円)

1 通につき 2,000円
